

○佐賀県警察の表彰に関する訓令

平成9年2月17日

本部訓令第6号

佐賀県警察表彰取扱規程（昭和29年佐賀県警察本部訓令第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 佐賀県警察（以下「県警察」という。）における表彰については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（本部長表彰の種類）

第2条 佐賀県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 栄誉章
- (3) 賞詞
- (4) 賞状
- (5) 賞誉
- (6) 感謝状

2 警察功績章は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があると認められる県警察に勤務する警察官及び一般職員（以下「県警職員」という。）に対して、退職時に授与する。

3 栄誉章は、多年にわたり職務に精励し、極めて優秀な実績をあげた県警職員に対して授与する。

4 賞詞は、次の各号の種別とし、当該各号に掲げる県警職員に対して授与する。

- (1) 退職警察職員表彰

多年にわたり職務に精励し、退職する場合で、多大な功労があると認められる者

- (2) 永年勤続警察職員表彰

職員として20年又は30年勤続し、職務に精励した者

- (3) 優秀警察職員表彰

多年にわたり職務に精励し、勤務成績が極めて優秀で、多大の功労があると認められる者

- (4) 術科特別訓練員等表彰

術科特別訓練員及び音楽隊員として長期間在任し、県警察の術科技能の向上及び広報活動に多大の功労があると認められる者

- (5) 特殊勤務等警察職員表彰

一定期間特に危険が伴う地域等に派遣され、その任務を終了した者

(6) 事件検挙功労表彰

事件検挙において県警察の威信高揚に多大の功労があると認められる者

(7) 術科競技大会等成績優秀警察職員表彰

管区規模以上の警察部内外の各種術科大会、競技大会、コンクールにおいて極めて優秀な成績を収め、県警察の威信を高めたと認められる者

(8) 研修成績優秀警察職員表彰

研修成績が極めて優秀であった者

(9) 業務推進表彰

前各号に掲げるもののほか、県警察の業務運営上多大な功績があり、特に表彰することが適当であると認められる者

5 賞状は、次の各号の種別とし、当該各号に掲げる県警察本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に対して授与する。

(1) 年間業務成績優秀警察署表彰

警察業務の推進に当たり、年間において顕著な業務成績をあげた警察署

(2) 事件検挙功労表彰

事件検挙において、県警察の威信高揚に顕著な功労があると認められる所属

(3) 業務推進表彰

前2号に掲げるもののほか、県警察の業務運営に顕著な功労があると認められる所属

6 賞誉は、次の各号の種別とし、当該各号に掲げる県警職員又は所属に対して授与する。

(1) 職員表彰

ア 退職警察職員表彰

多年にわたり職務に精励し、退職する場合で、功労があると認められる者

イ 優良警察職員表彰

多年にわたり職務に精励し、勤務成績が優秀で、功労があると認められる者

ウ 精励警察職員表彰

多年にわたり職務に精励した一般職員で、勤務成績が優秀な者

エ 術科特別訓練員等表彰

術科特別訓練員及び音楽隊員として一定期間在任し、県警察の術科技能の向上及び広報活動に功労があると認められる者

オ 特殊勤務等警察職員表彰

別に定める業務に一定期間従事し、功労があると認められる者

カ 事件検挙功労表彰

事件検挙において、県警察の威信高揚に功労があると認められる者

キ 術科競技大会等成績優秀警察職員表彰

管区規模以上の警察部内外の各種術科大会、競技大会又はコンクールにおいて優秀な成績を収め、県警察の威信を高めたと認められる者

ク 研修成績優秀警察職員表彰

研修成績が優秀であった者

ケ 業務推進表彰

前各号に掲げるもののほか、県警察の業務運営に功労があり、特に表彰することが適当であると認められる者

(2) 所属表彰

ア 年間業務成績優秀警察署表彰

警察業務の推進に当たり、年間を通じて優秀な業務成績をあげた警察署

イ 事件検挙功労表彰

事件検挙において、県警察の威信高揚に多大な功労があると認められる所属

ウ 業務推進表彰

前2号に掲げるもののほか、県警察の業務運営に多大な功労があると認められる所属

7 感謝状は、次の各号の種別とし、原則として当該各号に掲げる県警職員以外の者又は県警察以外の団体（以下「部外者等」という。）に対して贈呈する。

(1) 駐在所等勤務員配偶者等表彰

駐在所及び宿舍付交番に勤務する警察官と同居している配偶者等で、県警察に対し多年にわたる協力援助の功労があると認められる者

(2) 警察協力功労者表彰

多年にわたり、警察運営に積極的に協力し、顕著な功労があると認められる者

(3) 捜査協力等表彰

警察責務の遂行に協力し、功労があると認められる者又は団体

(4) その他の表彰

前3号に掲げるもののほか、県警察の業務の遂行に協力し、援助し、若しくは功労があると認められる警察庁又は他の都道府県警察の職員及び団体

本条…一部改正〔平成15.12本部訓令20、17.9本部訓令18、18.3本部訓令10、23.3本部訓令3〕

（本部長表彰の上申）

第3条 県警察本部（以下「本部」という。）の部長（以下「部長」という。）及び所属の長（以下「所属長」という。）は、前条の規定に該当する表彰を上申する場合は、別表第1の区分に従い、当該表彰の上申書（別記様式第1号から別記様式第10号まで）により警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して本部長に行うものとする。ただし、前条第6項第1号カの事件検挙功労表彰については、本部の主管課長及び監察課長を経由して行うものとする。

- 2 部長及び所属長は、一つの上申事案に関し、功労のある者及び所属が2以上あるときは、これらのものの功労の程度を明らかにし、前項の上申書にその順位を朱書するものとする。

本条…一部改正〔平成17.9本部訓令18〕

（長官表彰等の上申）

第4条 所属長は、功労又は業績が特に顕著で、警察庁長官（以下「長官」という。）表彰又は九州管区警察局長（以下「局長」という。）表彰に該当する事案があると認めるときは、次の事項を速やかに監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属又は団体名
- (2) 表彰の種別
- (3) 功労又は業績の具体的内容
- (4) 身上に関する事項
- (5) その他参考事項

- 2 本部長は、前項の報告事案が、長官表彰又は局長表彰に該当すると認めるときは、表彰を上申するものとする。

（表彰審査委員会の設置）

第5条 表彰の適正を図るため、本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は本部長を、委員は部長及び首席監察官並びに本部長が任命する者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長を代理する。
- 4 委員会の処務は、警務部監察課において行う。

本条…一部改正〔平成15.6本部訓令10〕

（表彰の審査）

第6条 本部長は、表彰を行うため必要があると認めるときは、表彰に関する事案を委員会の審査に付するものとする。

2 委員会の審査は、委員長が委員会を招集して行うものとし、急を要する場合は、持ち回り決裁をもって審査に代えることができる。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部長表彰)

第7条 部長は、所掌事務に応じ、次の表彰を行うことができる。

(1) 部長賞

(2) 感謝状

2 部長賞は、本部長表彰には至らないが、これに次ぐ功労又は業務成績が良好であると認められる県警職員、所属又は所属の課に対して授与する。

3 感謝状は、本部長感謝状には至らないが、これに次ぐ功労があると認められる部外者等(警察庁、他の都道府県警察の職員又は所属を含む。以下同じ。)に対して贈呈する。

(所属長表彰)

第8条 所属長は、所掌事務に応じ、次の表彰を行うことができる。

(1) 所属長賞

(2) 感謝状

2 所属長賞は、功労があると認められる県警職員若しくは所属の課(係)又は業務成績が良好であると認められる県警職員若しくは所属の課(係)に対して授与する。

3 感謝状は、功労があると認められる部外者等に対して贈呈する。

(競技会等における表彰)

第9条 本部長、部長及び所属長は、その主催する術科大会、競技大会及びコンクールにおいて、優秀な成績を収めた県警職員若しくは所属又は部外者等に対し、表彰を行うことができる。

(連名表彰)

第10条 本部長、部長及び所属長は、関係団体の長と連名で表彰を行うことができる。

(書状)

第11条 表彰は、書状を授与して行う。

2 第2条、第7条及び第8条の表彰に付する書状の規格及び様式は、別表第2のとおりとする。

(副賞)

第12条 表彰には、副賞を付与することができる。

(表彰の制限)

第13条 表彰を受ける者が、表彰前に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、表彰を行わないことができる。

- (1) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第78条第1項第1号若しくは第3号又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号若しくは第3号に該当して降任又は免職の処分を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察職員としてふさわしくない非行があったとき。

(併賞の禁止)

第14条 本部長又は部長は、第2条又は第7条の表彰が行われている場合は、同功労に対して重ねて表彰することができない。

2 所属長は、既に表彰された功労に対して、重ねて表彰することができない。

(死亡又は退職時の表彰)

第15条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡及してこれを行うことができる。

(警察功績章等の着装等)

第16条 警察功績章及び栄誉章は、本人に限り終身着装することができる。

2 警察功績章は上衣の右胸に、栄誉章は上衣の左襟につけるものとし、警察官が制服を着用するときは、常にこれを着装するものとする。ただし、服務上支障があるときは、この限りではない。

(警察功績章等の返納等)

第17条 警察功績章又は栄誉章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときはこれを返納させ、警察職員にふさわしくない非行があったときはこれの着装を停止し、又はこれを返納させることができる。

(警察功績章及び栄誉章の形状、制式)

第18条 警察功績章及び栄誉章の形状、制式は、別表第3のとおりとする。

(表彰台帳)

第19条 監察課長は、長官、局長並びに本部長及び部長の表彰が授与されたときは、表彰台

帳（別記様式第11号）にその内容を明らかにしておかなければならない。

- 2 部長及び所属長は、表彰を授与したときは、表彰台帳（別記様式第12号）にその内容を明らかにしておかなければならない。

（通知）

第20条 部長は、表彰を行ったときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び監察課長並びに被表彰者の所属長に対し、表彰通知書（別記様式第13号）により通知しなければならない。

- 2 所属長は、当該所属以外の県警職員を表彰したときは、警務課長及び監察課長並びに被表彰者の所属長に対し、前項の表彰通知書により通知しなければならない。
- 3 監察課長は、本部長表彰が授与されたときは、警務課長及び被表彰者の所属長に対し第1項の表彰通知書により通知しなければならない。

（人事記録）

第21条 警務課長は、前条の通知を受けた場合は、被表彰者の勤務記録カードに必要事項を記入しなければならない。

- 2 所属長は、所属職員を表彰し、又は前条の通知を受けた場合は被表彰者の勤務記録カードに必要事項を記入しなければならない。

（報告）

第22条 部長及び所属長は、所掌事務に関し、長官（官房長、局長、部長及び課長内賞を含む。）、局長（部長内賞を含む。）、警視総監若しくは他の道府県警察本部長又は県警察以外の者から表彰を受けたときは、表彰報告書（別記様式第14号）により本部長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、表彰の授与状況を表彰月報（別記様式第15号）により翌月10日までに本部長に報告しなければならない。

（補則）

第23条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年2月17日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則（平成15年6月20日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年12月19日本部訓令第20号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年 9 月 1 日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 佐賀県警察本部長 殿 上申者 職 名 印 退 職 警 察 職 員 表 彰 上 申 書					
現 職 名	階 級	ふ り が な 氏 名	生年月日 (年齢)	採用年月日	勤続年数
					年 月
功労内容 (所属長以上のみ)	別添功績調書のとおり				
表 彰 歴	長 官 表 彰	全国優秀警察職員表彰(功労章)		年 月 日受賞	
		全国優良警察職員表彰(長官賞詞)		年 月 日受賞	
	局 長 表 彰	優秀警察職員表彰(局長賞詞)		年 月 日受賞	
	本 部 長 表 彰	優秀警察職員表彰		年 月 日受賞	
		優良警察職員表彰		年 月 日受賞	
		賞 詞		回	
		賞 誉		回	
過去1年 以内の懲 戒処分歴	有 内容 無				
参考事項					

別添

功 績 調 書	
性 格 ・ 素 行	
経歴	勤務記録カードの写を添付
功 勞 内 容	(1) 概要 (2) 具体的内容
参 考 事 項	

別記様式第2号(第3条関係)

文書番号 年 月 日								
佐賀県警察本部長 殿								
上申者 職 名 印								
永年勤続者(20年・30年)表彰上申書								
番号	階 級 昇任年月日	ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	採 用 年月日	勤続 年数	処分歴	休職・停職期間 及 び 事 由	備考

別記様式第3号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 上申者 職 名 印 佐賀県警察本部長 殿 (優秀・優良)警察職員表彰上申書				
係 ・ 階 級 氏 名 (ふりがな) 生 年 月 日 (年 齢)				
功 勞 又 は 功 績 の 概 要				
勤 務 成 績 の 概 要	総 合 評 定	年	年	年
被 表 彰 者 の 経 歴 概 要	勤続年数(年 月)～上申年7月1日現在			
	警 務	年 月	生 安	年 月
	刑 事	年 月	交 通	年 月
	警 備	年 月	地 域	年 月
	その他	年 月		
表 彰 歴	賞 詞 回	賞 誉 回	部 長 賞 回	所 属 長 賞 回
	その他 回(内容)			
	過去の上申歴 回(年、 年)			
参 考 事 項	優良警察職員表彰 年受賞			
	上申順位(位／ 中)			

別記様式第4号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 上申者 職 名 印			
佐賀県警察本部長 殿			
特殊勤務等警察職員表彰上申書			
表 彰 の 種 別			
被上申者の所属、係階級、氏名、年齢			
勤 務 経 歴	所 属	係	勤 務 期 間
			年 月 日～ 年 月 (年 月)
			年 月 日～ 年 月 (年 月)
			年 月 日～ 年 月 (年 月)
			年 月 日～ 年 月 (年 月)
	累 計		年 月
功 労 の 概 要			
懲戒処分等(1年以内)			
参 考 事 項			

佐賀県警察本部長 殿							文書番号 年 月 日	
							上申者 職 名 印	
精 励 警 察 職 員 表 彰 上 申 書								
番 号	所 属	階級	氏 名	生年月日 (年齢)	採用年月日 (勤続年数)	実務成績の概要	勤務成績 年 年	

別記様式第6号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 佐賀県警察本部長 殿 上申者 職 名 印 表 彰 上 申 書	
表 彰 の 種 別	
事 件 名	
被 上 申 所 属 等	
逮 捕 種 別 年 月 日	
被 疑 者	
捜 査 の 端 緒	
事件及び功労の概要	別添「事件及び功労の概要」のとおり
余 罪 の 有 無	有() 無
捜 査 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
捜 査 体 制	
業 績 が 部 内 外 に 与 え た 影 響	
そ の 他 参 考 事 項	送致 年 月 日 起訴 年 月 日 処分内容(見込み)

(注) この上申書は、所属表彰のときに使用する。

別添

事 件 及 び 功 労 の 概 要

別記様式第7号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 上申者 職 名 印 表 彰 上 申 書	
佐賀県警察本部長 殿	
表 彰 の 種 別	
被上申者の所属、係 階級、氏名、年齢	
事 案 の 概 要	
被 上 申 者 の 功 勞 の 概 要	別添功勞の概要のとおり
功 勞 の 部 内 外 に 与 え た 影 響	
参 考 事 項	

(注) この上申書は、職員の事件検挙功勞表彰及び業務推進表彰のときに使用する。

別添

功 勞 の 概 要			

別記様式第8号(第3条関係)

佐賀県警察本部長 殿		文書番号 年 月 日
表彰上申書		上申者 職 名
表彰の種別		
被上申者の所属、 階級、氏名、年齢		
功 勞 の 概 要		
懲戒処分等(1年以内)	有() 無	
参 考 事 項		

(注) この上申書は、研修成績優秀警察職員表彰、術科競技大会等成績優秀(良)警察職員表彰、術科特別訓練員等表彰のときに使用する。

別記様式第9号(第3条関係)

文書番号 年 月 日 上申者 職 名 印 感 謝 状 上 申 書	
被 上 申 者 の 住 所、職 業、氏 名、 年 齢（団 体 の 場 合 は そ の 名 称、 所 在 地 及 び 代 表 者 の 氏 名）	
功 勞 の 概 要	
被上申者の人物素行 (団体の場合はその 沿革の概要)	
受 賞 歴 (主に警察関係)	
家 族 の 状 況 そ の 他 参 考 事 項	

(注) この上申書は、部外者(団体)の本部長感謝状のときに使用する。

佐賀県警察本部長 殿			文書番号 年 月 日
			上申者 職 名
駐在所等勤務員配偶者表彰上申書			
被 上 申 者	氏 名 生 年 月 日 駐 在 所 名		
駐 在 所 等 勤 務 員	氏 名 生 年 月 日 採用年月日		
駐 在 所 等 同 居 歴	所 属	駐 在 所	同 居 期 間
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
			年 月 日～ 年 月 日 (年月)
	累 計		年 月
参 考 事 項			

別記様式第11号(第19条関係)

表 彰 台 帳

番号	功労(業績)の内容	所 属	階級 氏 名	入力表	入力	備考

別記様式第12号(第19条関係)

表 彰 台 帳

番号	功勞(業績)の内容	所 属 (階級)	氏 名	備 考

別記様式第13号(第20条関係)

文書番号
年 月 日

該 当 所 属 長 殿

通知者 職 名 印

表 彰 通 知 書

表 彰 種 別	功 労 内 容	受 賞 者	上 申 月 日		表彰日
			月 日	文書番号	

(注) 勤務記録カードに記載すること。

別記様式第14号(第22条関係)

文書番号

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

上申者 職 名 印

表 彰 報 告 書

表 彰 種 別	
表 彰 年 月 日	
表 彰 者 名	
被表彰者の階級、 係、氏名及び年齢	
表 彰 の 内 容	
備 考	

別記様式第15号(第22条関係)

文書番号

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

所 属 長 名 印

表 彰 月 報 (年 月中)

1 所属長賞(所属職員)

番号	係名	階級	氏 名	功 労 の 概 要

2 所属長賞(所属外職員)

番号	所属名	階級	氏 名	功 労 の 概 要

3 部外表彰

番号	受賞者の住所、氏名、年齢 (団 体 名)	功 労 の 概 要	授与者

別表第1（第3条関係）

本表…全部改正〔平成17.9本部訓令18〕

本部長表彰上申

表彰の種類等		上申者	
		部長	所属長
警察功績章			○
栄誉章			○（監察）
職員表彰	退職警察職員表彰（賞詞・賞誉）		○
	永年勤続警察職員表彰（賞詞）		○
	優秀警察職員表彰（賞詞）		○
	術科特別訓練員等表彰（賞詞・賞誉）		○（警務，総務）
	特殊勤務等警察職員表彰（賞詞・賞誉）	○	
	事件検挙功労表彰（賞詞・賞誉）		○
	術科競技大会等成績優秀警察職員表彰（賞詞・賞誉）		○
	研修成績優秀警察職員表彰（賞詞・賞誉）		○（警務）
	業務推進表彰（賞詞・賞誉）		○
	優良警察職員表彰（賞誉）		○
	精励警察職員表彰（賞誉）		○
所属表彰	年間業務成績優秀警察署表彰（賞状・賞誉）		○（監察）
	事件検挙功労表彰（賞状・賞誉）	○	
	業務推進表彰（賞状・賞誉）	○	
感謝状		○	

別表第2(第11条関係)

警察功績章・栄誉章・賞詞・賞状・賞誉(職員)・賞誉(所属)〔略〕

B3判(本部長)

A3判(部長、所属長)

感 謝 状

			第 号	
			感 謝 状	
			氏 名 (又は団体名)	
			様	
			あなたは(又は「貴〇〇は」)	
			(功 労 内 容)	
			ここに感謝の意を表します	
階 級	職 名	年 月 日		
氏 名	名	日		
印				

(注)花模様の縁取りを付け、上部中央に日章の図柄を入れる。

部 長 賞

A4判

賞	
所 属	
階 級	氏 名
(又は「所属名」等)	
君は(又は「貴〇〇〇は」)	
..... (功労内容)	
ここにこれを表彰する	
年 月 日	
佐賀県警察本部〇〇部長	
階 級	氏 名 印

(注)花模様の縁取りを付け、上部中央に日章の図柄を入れる。

所 属 長 賞

A4判

賞	
所 属	
階 級	氏 名
(又は「所属の課名」等)	
君は(又は「貴〇〇〇は」)	
..... (功労内容)	
ここにこれを表彰する	
年 月 日	
(所属名)長	
階 級	氏 名 印

(注)縁飾りのないものとする。

別表第3 〔略〕

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第3条関係）

別記様式第5号（第3条関係）

別記様式第6号（第3条関係）

別記様式第7号（第3条関係）

別記様式第8号（第3条関係）

別記様式第9号（第3条関係）

別記様式10号（第3条関係）

別記様式第11号（第19条関係）

別記様式第12号（第19条関係）

別記様式第13号（第20条関係）

別記様式第14号（第22条関係）

別記様式第15号（第22条関係）

別表第2（第11条関係）

本表…一部改正〔平成17.9本部訓令18〕